

慰労金について（Q&A）

令和2年7月21日
福祉政策課

1 申請方法

Q1 どのようにして申請すれば良いですか。

- 国民保険連合会のシステムを利用して申請してください。現在、国が、同システムの改修作業中です（改修完了は7月20日頃が目処とされています）。改修が完了すれば、システムからの申請が可能となります。
- あわせて、給付対象者から代理受領委任状をとりまとめてください。
- ① 病院、診療所、訪問看護ステーション等
「新型コロナウイルス感染症従事者慰労金申請書」と「（医療機関→国保連→都道府県）新型コロナウイルス感染症従事者慰労金給付対象者一覧」に入力
- ② 介護事業者
「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業計画書」と「介護慰労金受給職員表」に入力
- ③ 障害事業者
「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業計画書」と「障害福祉慰労金受給職員表」に入力
- なお、国保連のシステムから申請する手法は、いわゆる支援金についても同様です。

Q2 国保連のシステムに接続していません。どのようにして申請すれば良いですか。

- 3つの方法があります。別添「慰労金の手続きの流れ（国保連のシステムに未接続の病院、介護・障害サービス事業所等）」をご覧ください。
- また、何らかの理由により、例外的に個人で申請する場合は、「慰労金の手続きの流れ（個人から支給する場合等）」をご覧ください。

2 支給対象施設

Q3 どのような施設に勤務していれば、慰労金の支給対象になりますか。

- 慰労金の支給を受けるためには、次の①～⑩のいずれかの施設に勤めているほか、**Q6**に定める勤務をしていた実績が必要です。あわせてご確認ください。
- なお、法人内の業務分担やヘルプ業務、転職等によって、複数の施設に勤めた実績があったとしても、支給は1度だけですので、ご注意ください。

【医療分】

- ① 重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCRセンター等
- ② ①以外の病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション、助産所、調剤薬局
- ※ 但し、勤務する病院、診療所及び歯科診療所は保険医療機関に限り、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限りです。
- （参考：医療分実施要綱P11）

【介護分】

- ③ 訪問系サービス事業所（訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所）
- ④ 通所系サービス事業所（通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所）
- ⑤ 短期入所系サービス事業所（短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所）
- ⑥ 多機能型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所）
- ⑦ 介護施設等（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）

（参考：介護分実施要綱P 1, 2）

【障害福祉分】

- ⑧ 通所系サービス事業所（生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）
 - ⑨ 短期入所サービス事業所、障害者施設等（障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）
 - ⑩ 訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）
 - ⑪ 相談系サービス事業所（計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）
- ※ 但し、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の事業者（支給対象施設・事業所に準ずるものに限り。）については、対象となります。

Q 4 障害福祉分で支給対象となる「地域生活支援事業」の対象事業はどのようなものですか。

- 市町村事業としては、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談事業があり、都道府県事業としては、盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業があります。

Q 5 介護分で支給対象施設となる養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、何か制約はありますか。

- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームは、（介護予防）特定施設入

居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていなくても対象となります。

また、サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームに該当しない施設でも対象となります。

3 給付対象者

Q 6 給付対象者はどうなりますか。

- 3月6日から6月30日の間に、10日以上勤務があることが必要です。新型コロナウイルス感染症患者に接したかどうかによって、給付額が変わります。

【医療分】

① 対象者・給付額

- ・実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行ったQ 3①②の医療機関等に勤務し、患者※と接する医療従事者や職員は20万円
- ・Q 3①の医療機関等でなくても、新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合は20万円
- ・新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、秋田県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関で、実際に新型コロナウイルス感染症患者（疑い例を含む）に診療等を行った医療機関等は20万円
- ・Q 3①の医療機関ではあるが、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行わなかった医療機関等は10万円
- ・上記以外は5万円

但し、勤務する医療機関（病院及び診療所）は保険医療機関に、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限ります。

※ 本QA中、単に「患者」と記載してある場合は、新型コロナウイルス感染症患者に限定せず、他の疾病による患者すべてを含みます。

※ 対象期間中、本務と異なるQ 3①の医療機関等の業務の応援に行った方は、20万円または10万円の給付対象となります。重複請求には、十分ご注意ください。

【介護分】

① 対象者

- ・Q 3③～⑦の施設・事業所に勤務し、利用者との接触を伴い、継続して提供することが必要な業務に従事する職員

② 給付額

- ・秋田県内の方は、すべて5万円の支給対象となります。

【障害福祉分】

① 対象者

- ・感染者が発生・濃厚接触者に対応した前Q 8～⑪の施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員

（施設管理者、事務職、調理員、送迎職員等も対象となる。関連Q ）

② 給付額

- ・秋田県内の方は、すべて5万円の支給対象となります。

Q7 事務職や清掃職員等は対象になりますか。

- 対象となります。施設管理者、事務職、調理員、清掃職員、送迎職員等も、患者や利用者との接触を伴い、継続して提供することが必要な業務であると対象施設が判断した場合は給付対象となります。職種での限定はありませんが、ボランティアや保険販売員、飲料販売業者等は対象外です。

なお、ここで言う「接触」は、身体的接触には限られず、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。

また、こうした業務に従事する方が、委託職員や派遣職員であった場合でも同じです。

Q8 病院内にある学校や保育所に勤務する職員は対象になりますか。

- 学校や保育所は、継続して提供することが必要な業務であることは疑いありませんので、患者や利用者との接触を伴うと対象施設が判断した場合は対象となります。また、こうした業務に従事する方が、委託職員や派遣職員であった場合でも同じです。

Q9 給付対象とならないのはどのような方でしょうか。

- 次の方は、対象外と考えられます。
 - ① 3月6日から6月30日までの間、対象施設と異なる建物内で勤務していて、患者や利用者との接点がない、又は接点が10日未満の方
 - ② コンビニエンスストアやレストラン、銀行など、賃貸約契約等によって場所貸しによる事業を行っている職員

また、医療廃棄物処理、寝具類洗濯、設備や機器の保守点検などを行う方は給付対象にはなりにくいと考えられますが、委託業務の内容によって、対象期間中、患者や利用者とは接する機会が10日間以上あったと対象施設が判断した場合は対象となります。

Q10 6月30日以降に業務に従事した場合や、感染者の対応に当たった場合は、新たに申請することが出来ますか。

- 6月30日以降の業務や感染症への対応は、今回の慰労金の対象外ですので、申請できません。

また、一人につき、1回限りの支給ですので、慰労金の支給後に、支給額が変更になる事由が生じても、慰労金の追加・変更はできません。

Q11 現在、退職している場合は、慰労金の支給対象になりませんか。

- **Q3**のいずれかの施設に勤務し、**Q6**に定める職員として、3月6日から6月30日の間に10日以上勤務がある方は支給対象となります。その場合の申請方法は2とおあります。

- 1 勤務していた施設がまとめて申請（なるべく、この方法をお願いします）
この場合、申請方法は、現在も継続して勤務している方と同じです。

2 個人で申請

この場合、次のような方法で申請してください。

- ① 申請書を入手して必要事項を記入する。（入手方法は次の2種類あります。
秋田県のホームページからダウンロード、勤めていた施設から入手）
 - ② 勤務していた施設から、3月6日から6月30日の間に10日以上、対象職務に勤務していた就労証明を貰う
 - ③ 秋田県 に①②を郵送する
- ※ 申請書に記載誤り等があった場合には、メールでご連絡を差し上げますので、携帯電話やパソコン等のメールアドレスをご記載ください。メールアドレスをお願いするのは、電話だと、つながらない場合があるためです。メールアドレスが無い場合は、電話番号で結構です。

Q12 1施設であれば10日間に満たないのですが、複数の対象施設で勤務したため、通算すれば10日間を超える場合は支給対象になりますか。

○ 対象となります。

ただし、10日間に通算できるのは、対象施設だけです。対象外の施設で勤務した期間は対象になりませんし、対象施設に勤めていても、**Q6**に定める職員でなかった期間も対象となりません。

なお、請求が重複していないかチェックは行いますが、申請に当たって、重複請求にならないよう、職員ご本人も、とりまとめ担当の方も、再確認してください。

重複して給付を受けた場合、不当利得として返還が必要になります。

（特に、委託、嘱託職員等として、ヘルプ業務等で、複数施設に勤務した方は、ご注意ください）

Q13 本務は別業務ですが、対象施設に事務等の手伝いに行く日があり、通算10日を超える場合は支給対象になりますか。

○ 対象となります。

ただし、対象施設に勤めていても、**Q6**に定める職員でなかった期間は通算できません。

なお、請求が重複していないかチェックは行いますが、申請に当たって、重複請求にならないよう、職員ご本人も、総務担当の方も、ご協力ください。

（特に、委託、嘱託職員等として、ヘルプ業務等で、複数施設に勤務した方は、ご注意ください）

Q14 複数の医療機関や施設等に嘱託で勤務する方はどうなりますか。

○ 重複しての支給はしません。代理受領申請書を作成する際、申請者個人の方が、個人から代理受領委任状を受ける際、対象施設が、重複請求になっていないことを改めて確認の上、申請してください。

Q15 「10日間勤務」は、1日の勤務時間は何時間以上と決まりはありますか。

○ 1日の勤務時間は問いません。

Q16 夜間勤務で2日間を跨ぐ場合は、1日勤務ですか、2日勤務ですか。

- 基本的に2日間の勤務と数えます。

Q17 委託、派遣、アルバイト、非正規職員は支給の対象になりますか。

- 対象となります。患者や施設利用者と10日間以上接した職員は、委託職員や派遣職員等でも対象となります。

Q18 1日に複数箇所の対象施設で勤務した場合、複数回勤務としても良いですか。

- 1日のうちであれば、複数施設の勤務であっても1日の勤務となります。

Q19 委託や派遣の労働者の慰労金は、誰が請求するのですか。

- 委託や派遣を受けて勤務場所になっている支給対象機関が、他の給付対象者とまとめて請求してください。

Q20 委託職員や派遣職員への慰労金の支給方法はどのようにすれば良いですか。

- 支給対象機関が、委託業者や派遣会社と相談の上、給付対象者に直接支払ってください。お手数をおかけしますが、宜しくご協力をお願いします。

4 給付時期

Q21 いくらかの支給になりますか。

- 申請のあった月の翌月月末に申請機関に支給予定ですが、申請が集中した場合や、申請内容に確認したい次項があった場合は遅れる場合があることをご理解ください。
また、申請機関から個人に渡るまでにも、一定の時間を要します。

5 給付方法

Q22 対象施設は、何の科目で給付金を受け、何の科目で支出すれば良いですか。

- 一律の決まりはありません。慰労金は、労働の対価では無いため、賃金や給与ではなく、課税対象でも無いことを踏まえ、運営主体が最も適すと考える手法で執行してください。
なお、慰労金の趣旨から、給付対象者になるべく速く渡すようにご協力をお願いします。

Q23 医療機関等の単位ではなく、直接一人一人に支給するようには出来ませんか。

- 対象者全員からは本人確認書類を、就労先からは就労状況の証明等をいただく必要があるほか、県でも一人一人への支払い業務が発生するなど、実施に当たって非常に多くの時間を要することになるため、困難と考えております。

6 その他

Q24 同じ事業者であっても、異なる業務のため、国保連のシステムに接続していない事業もあります。この場合は、2つに分けて申請すれば良いですか。

- システムに未接続の事業であっても、支給対象事業であれば、国保連システムに

接続している事業者が、全員分をまとめて申請してください。

7 その他

Q25 公務員が支給を受ける場合は、条例等の改正が必要ではありませんか。

- 地方公務員が給与を受ける場合は条例の定めが必要であり、国家公務員が給与を受ける場合は法律または人事院規則に基づく必要があります。

ですが、給与は、労働の対価に支払われるものであり、あわせて、任命権者に支払い義務があることが条件となります。今回の慰労金は、勤務条件が異なる方々に、一律の金額を支給するものであり、この両者を満たしていないことから、給与には当たりません。このため、条例等の改正を行わなくても、支給できます。

Q26 所得税の確定申告は必要ですか。

- 厚生労働省が国税庁に確認したところ、課税しないとの判断を得ているとのことです。